

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：猪苗代地区棚田協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

猪苗代地区の棚田（旧猪苗代町）

範囲については、別添１のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（１）棚田等の保全

・保全活動人数の確保

棚田の保全活動に取り組む人数を１名増加させる。（令和６年度保全活動人数 長坂集落：１７名、見柰集落：２５名、柰次集落：９名、渋谷集落：１３名）（長坂集落、見柰集落、柰次集落、渋谷集落）

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・自然環境の保全・活用

棚田周辺に設置している電気柵の下草刈等により里山の手入れを行うことで、有害鳥獣の隠れ場所を減らし、農作物等への被害を１か所以上減少させる。（令和６年度有害鳥獣被害 長坂集落：畦畔等２か所、見柰集落：畦畔等３か所、柰次集落：畦畔等５か所、渋谷集落：畦畔等３か所）（長坂集落、見柰集落、柰次集落、渋谷集落）

・良好な景観の形成

棚田や周辺の畦畔等へのそば等の景観作物の植栽や、すでに植栽した景観作物の維持管理を実施し、棚田の景観を保全する。（令和６年度景観作物植栽面積 長坂集落、見柰集落、柰次集落、渋谷集落：５ａ）（長坂集落、見柰集落、柰次集落、渋谷集落）

景観作物の植栽や水路の掃除等の、協議会の構成員を中心とした農家等が共同で実施する活動にこれまでどおり取り組み、棚田の良好な景観を保全する。（令和６年度活動回数 長坂集落、見柰集落、柰次集落、渋谷集落：４回）（長坂集落、見柰集落、柰次集落、渋谷集落）

・棚田における農村関係人口の創出・拡大による景観の保全

集落外から棚田の草刈り等の保全作業に参加する人数を１名増加させる。（令和６年度の集落外からの保全作業参加人数 長坂集落、見柰集落、柰次集落、渋谷集落：１名）（長坂集落、見柰集落、柰次集落、渋谷集落）

（３）棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田を観光資源とした地域振興

県が主催している棚田地域デジタルスタンプラリー等にエントリーし、棚田に訪れる人数を１０名以上増加させる。（長坂集落、柰次集落、渋谷集落：０名、見柰集落：１４７名）（長坂集落、見柰集落、柰次集落、渋谷集落）

3 計画期間

認定の月～令和12年3月末

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

①棚田等の保全

- ・保全活動人数の確保
 - 中山間地域等直接支払交付金のネットワーク化を通じて保全活動人数を確保する。（長坂集落、見祢集落、祢次集落、渋谷集落）

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・自然環境の保全・活用
 - 棚田地域周辺に設置している電気柵の下草刈等の里山の手入れを行い、有害鳥獣の隠れ場所を減らす。（長坂集落、見祢集落、祢次集落、渋谷集落）
- ・良好な景観の形成
 - 棚田や周辺の畦畔等へのそば等の景観作物の植栽や、すでに植栽した景観作物の維持管理を実施する。（長坂集落、見祢集落、祢次集落、渋谷集落）
 - 景観作物の植栽や水路の掃除等の共同活動にこれまでどおり取り組む。（長坂集落、見祢集落、祢次集落、渋谷集落）
- ・棚田における農村関係人口の創出・拡大による景観の保全
 - 中山間地域等直接支払交付金のネットワーク化を通じて、集落外の人と共同で草刈り等の保全作業を行う。（長坂集落、見祢集落、祢次集落、渋谷集落）

③棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田を観光資源とした地域振興
 - 県が主催している棚田地域デジタルスタンプラリー等にエントリーし、棚田に訪れる人数を増加させ、観光交流人口の増加を図る。（長坂集落、見祢集落、祢次集落、渋谷集落）

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

猪苗代地区棚田協議会は猪苗代町、農業者、農業者団体、地域住民で構成。

参加者の名称又は氏名については、別添5の別紙である協議会規約の構成員のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

なし